

MARINE SAFETY ADVISORY NO 21 – 20J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: CORONAVIRUS DISEASE UPDATES

Date: 18 May 2020

(本船舶安全通知書は本年 3 月 20 日発行の MSA No. 12-20J の更新版で MSA No.12-20J は廃版となります。)

1.0 新型コロナウイルス疾患(COVID-19)

弊局より海員の皆様、及び弊旗国籍船に、新型コロナウイルス疾患、COVID-19についての情報、アドバイスを提供致します。この(新型コロナウイルスの)発生は世界保健機構(WHO)によって世界的感染症拡大(Pandemic)と宣言されました。(感染に対する)世界規模の監視網が敷かれ感染は世界中で確認されています。

2.0 感染地域へ寄港する船舶

2.1 世界保健機構(WHO)はCOVID-19(感染)の危険性がある地域・国への旅行・商用について基本情報((URL: <https://www.who.int/news-room/articles-detail/key-considerations-for-repatriation-and-quarantine-of-travellers-in-relation-to-the-outbreak-of-novel-coronavirus-2019-ncov/> 参照)を述べるに留まっており、しかるべき措置を取っていれば国際航路の不必要な制限は必要なしとしていますが、弊旗国籍船は感染が危惧される港への寄港に先立って該当地域からの最新情報を入手し予防的措置を取っていただく事が、この流動的で各国政府による制限が拡大化している中で非常に需要です。

2.2 感染予防、感染拡散、疾患を減らす為に以下を含む世界保健機構(WHO)推奨に従って下さい:

- アルコール消毒液又は石鹸・水を使っての小まめな手洗い;
- 咳、くしゃみをする時は口を曲げた肘、ティッシュで覆い、使ったティッシュはすぐに捨て手を洗う;
- 熱・咳のある人に近づかない;
- 生もの、調理不足(生焼け)の動物性食肉の摂取を避け、食品安全管理に従い未調理食材同士の混在を避ける。

2.3 感染地域寄港時は本船への出入りを制限もしくは限定し、SOLAS条約の下、本船と乗組員の安全の為、以下を含む段階的な措置を採って下さい:

- 病気を発症している人の乗船拒否;
- 乗船口に於ける沖仲仕、その他乗船者の、強制手洗い又は手指のアルコール消毒。

2.4 本船の清掃手順に従った、特に訪船者が使用した区画のきめ細かな清掃と消毒。

2.5 COVID-19 感染区に寄港する船舶は、本船の保安計画書が正しく履行されているかの確認、乗組員による密航

MSA No. 21-20J

者乗船に対しての警戒に留意。停泊中の24時間体制警備、出港前の(密航者チェックの為の区画)追加点検実施。乗船口見張り員に本船業務に関わる人のみ乗船可である事を周知徹底。訪船者は(ゲートに於ける最低限の基本消毒を受け、許可されたもの以外は乗組員居住区への立ち入りは禁止。

2.6 高度の感染地域寄港前に、十分な食料、医薬品、清水等を積み込むことで(現地に於ける)限られた供給、或いは供給の遅延による困難を避けることが出来ます。

3.0 船検及び他の訪船

3.1 弊局は**一時的に**すべてのクルーズ船の検査を中断し、高度感染地域に於ける全ての船舶に対する検査及び訪船を引き続き中断します。(この弊局ポリシーは)新たに高度感染地域が出た場合更に継続されます。

3.2 弊局は高度感染地域から出港後15日(潜伏期間)を経ない限りその船舶の検査を行いません。

3.3 (感染の)危険性に注視しこれを軽減する代替船舶検査方法も考えられます。従来の人による現場検査が難しいければ、一時的な手段として検査の延期を含む、遠隔対話型検査、暫定的な(船内乗組員に拠る)自主検査(詳細についてはMSA No. 17-20J “TEMPORARY ALTERNATIVE INSPECTION PROTOCOLS DURING COVID-19 PANDEMIC RESPONSE AND RECOVERY”をご参照下さい。)が考えられます。船舶検査又は訪船に関して至急のご質問が御座いましたら弊局の最寄り事務所又は下記「検査事務所」にemailにてお問い合わせ下さい:

Inspections-HK@register-iri.com 中華人民共和国、極東地域、東南アジア、オーストラリア、又はニュージーランドで検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Busan@register-iri.com 韓国、ロシア太平洋沿岸で検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Dubai@register-iri.com 紅海、アデン湾を含む中東、印度又はパキスタンで検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Roosendaal@register-iri.com 北欧、及び東欧、西部ロシア、アフリカ西岸、中央、又は南岸、及びマダガスカルで検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Piraeus@register-iri.com 地中海、黒海、又はアフリカ北岸で検査を行う事が必要な船舶。

Inspections-Baltimore@register-iri.com 北米、中米、及び南米、カリブ諸島、グリーンランド、グアム、又はハワイ諸島で検査を行う事が必要な船舶。

3.4 本船検査の(日程)調整を行う弊局地域事務所との綿密な連携は(感染の)危険性軽減及び海事界に於けるウイルスによる影響を最小限に抑える有効手段です。

4.0 船員(雇用)契約書

4.1 弊局はCOVID-19拡散減少のため採られている、国境に於ける厳しい(出入国)制限が、運航(管理)者にとって

MSA No. 21-20J

船員交代や雇用契約切れの船員帰還を困難にしていること、弊国籍船に於いても船員雇用契約書(SEA)に記載されている乗船期間を超えて乗船継続中の船員の方々がいることを認識しています。

- 4.2 弊局は弊局発行の船舶安全通告、MN No. 7-052-2「MLC2006下における船員の船上最長勤務期間 (Maximum Period of Shipboard Service for Seafarers Under the Maritime Labour Convention, 2006)」規定により、船員雇用契約書の延長を認めています。一方、国によっては(MLC 2006の)厳しい解釈の下、(乗船期間に関する)船員雇用契約は11ヶ月又は、契約書に書かれた契約日までの期間が11ヶ月を切る場合は契約日までの期間を超えてはならないとしています。
- 4.3 弊局はCOVID-19禍による(船員)雇用・帰還(延長)について、個々のケース毎に判断、決定をしつつ、難しい状況打破のための現実的な解決法を関係者(旗国、船主、船員及びポートステート)間の話し合いで見出すことを推しています。MLC 2006に準拠し履行するのは重要な事ですが、MLC 2006/Standard A.5.2.1.8にありますように、未知の状況に対する猶予の幅がないままに、船舶、船員がむやみに制限を受けるべきでは無いと考えます。
- 4.4 船主、(船舶)管理者、配乗代理店の皆様もまた、現状に鑑みた海員・船員の下船準備を、先読みで準備されませう様ご留意下さい。

5.0 (船員)免状・資格証明書及び医療証明書の失効(期日)延長

- 5.1 地域、国が取り組むCOVID-19禍沈静化対策に連動する(海運に係る様々な)不具合を軽減する為に、弊局は以下の弊局発行証書有効期限の延長を認めます：
- 船員免状(CoCs)
 - 資格証明書(CoPs)
 - 医療証明書
- 5.2 失効日が迫る弊局発行の船員免状、及び資格証明書の有効期限を失効日から6ヵ月、又は本年10月1日まで延長します。
- 5.3 STCWによる医療証明書の有効期限は、同条約規則 Regulation I/9により失効日より3ヵ月間となっていますが、これを失効日より6ヵ月間又は本年10月1日まで延長します。
- 5.4 弊局発行の裏書証書延長によってIMOホワイトリスト国発行の船員免状(CoCs)及び資格証明書(CoPs)の有効期限を延長することが出来ますが、船員免状の下部に(有効)期限延長について書かれていなければ、その限りではありません。

MSA No. 21-20J

- 5.5 期限切れ基準に合う期限切れ資格情報で実際に活動している海員は、期限切れ情報を本書と共に所持して下さい。
- 5.6 有効期限の延長はこの感染症の世界的拡散が収束後、船員が再証明を受けられる十分な時間を設け、先例を見ないこの緊急事態にあって重要な物流、通商を止めない為のものです。
- 5.7 弊局はCOVID-19世界的感染症拡大中、(上記に関しての)仮認定書(temporary authorization letters), 申請受領書延期に係る証明書(extensions of certificate of CRA), 至急認定(urgent authorizations), 了承書(acknowledgement), 或いは特別免除書(dispensations)を発行致しません。

6.0 IMO

- 6.1 現在、法律委員会(LEG)107, 海洋環境保護委員会(MEPC)75、海洋安全委員会(MSC)102など多くのIMO会議開催が延期となっており、弊局ではIMO本部の活動再開、延期されている各会議の日程調整について注意深く見守りつつ、(この時期に)履行困難に直面している方策等について国際社会に発信し続ける様、積極的な対応をしています。
- 6.2 船主・運航者の皆様に於かれましては、COVID-19に関するIMOの活動をIMO加盟国、船員の皆様、及び海運関係者宛てに発信しております関連特別サイト：
<http://www.imo.org/en/MediaCentre/HotTopics/Pages/Coronavirus.aspx> をご参照下さい。(5月18日)現在までに発行された関連サーキュラーレターはIMOのプレスページに掲載されており、(このリストより)多くの情報及び指針を公開している外部情報サイトにリンクしています。IMO事務局長発言による、「乗組員の交代、再補充、船舶修理、検査及び証書、船員資格等についての実際的且つ組織だった(諸問題に対する)方策が早期に望まれる」はIMO URL: <https://www.register-iri.com/wp-content/uploads/CL4224.pdf> 掲載のIMO Circular Letter No. 4224に記されています。

7.0 追加情報及びその入手先

状況報告、技術指針等を含む情報は弊局特設サイト:<https://www.register-iri.com/covid-19> より入手できます。ご利用ください。